

弘前ナンバーに関する Q&A

Q1:弘前ナンバーの対象地域は？

A1:車検証に記載されている「使用の本拠の位置」が「弘前市」・「西目屋村」・「田舎館村」となっている場合は、弘前ナンバーを取り付けることができます。

Q2:弘前ナンバー対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか？

A2:すべて、弘前ナンバーを交付します。青森ナンバーとの選択制ではありません。

Q3:弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーを弘前ナンバーに変更できますか？

A3:変更できます。

Q4:弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーはそのまま使用していてもいいですか？

(番号変更の必要はありますか。)

A4:使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

Q5:弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーを同じ青森ナンバーに番号変更することができますか？

A5:できません。

Q6:弘前ナンバー対象地域で、付与された弘前ナンバーを青森ナンバーに変更することはできますか？

A6:弘前ナンバー対象地域で一度付与された弘前ナンバーは青森ナンバーに戻すことはできません。

Q7:弘前ナンバー対象地域で、青森ナンバーまたは他県ナンバーの中古車を購入した場合、弘前ナンバーへ番号変更の必要はありますか？

A7:車検証に記載されている使用の本拠の位置が田舎館村へ変わる場合、番号変更が必要となります。別途、手数料がかかりますので、ホームページの交付手数料をご覧ください。

Q8:弘前ナンバー対象地域で車検を受けた場合、自動的に青森ナンバーから弘前ナンバーへ変わりますか？

A8:変わりません。

Q9:弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車を青森ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？

A9:番号変更の必要はありません。

Q10:弘前ナンバー対象地域で、現在使用している弘前ナンバーの自動車を青森ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？

A10:番号変更が必要となり、青森ナンバーが付与されます。

